

避難行動要支援者制度

みんなの命はみんなで守る。
～地域で支えあう災害に強いまちづくり



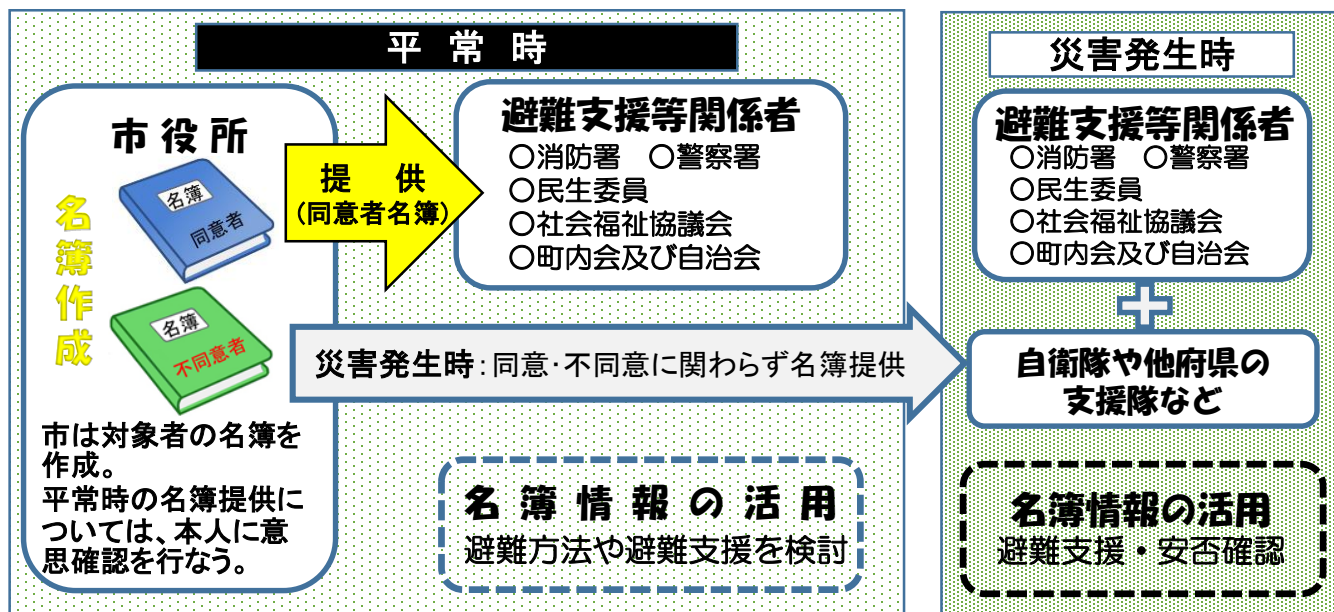
避難行動要支援者とは、要介護認定者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

石狩市では災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例」を策定し、新たな避難行動要支援者制度をスタートさせることになりました。

■ どんな制度？

災害発生時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、その名簿を消防や警察など避難支援等関係者に平常時から提供するというものです。これにより、避難支援等関係者は、平常時から要支援者の支援対策等を検討し、災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるようになります。

※災害に備え、避難支援等関係者に名簿を提供しますが、避難行動要支援者本人から平常時の名簿情報の提供に不同意の申し出があった場合は、平常時に提供する名簿には掲載されません。ただし、その場合も災害が発生又は発生するおそれがある場合は、避難支援等関係者に対し全ての名簿情報を提供します。



■ 従来の災害時要援護者制度からの変更

市では、平成16年度から災害時要支援者の避難支援ガイドラインに基づいた「災害時要援護者名簿」を作成し、災害発生時の安否確認や避難誘導のほか平常時における安否確認を実施する支援制度を行なってきましたが、国は、平成25年に災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できることとしました。これにより、従来の支援希望者による申請者名簿から避難行動要支援者の対象者全てを掲載する名簿に大きく変わっております。

■ 避難行動要支援者の対象になる方

生活の基盤が市内の自宅にあって、次のいずれかに該当する方が名簿掲載の対象となります。

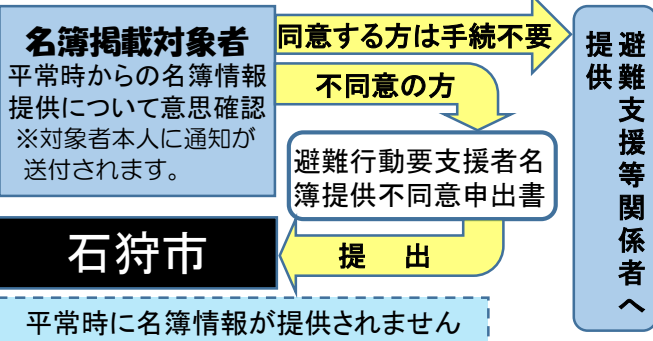
- 要介護認定2～5の方
- 身体障害者手帳が右表の方
- 療育手帳A
- 精神障害者1・2級
- 難病患者で身体障害1・2級
- 従来の災害時要援護者名簿に登録されていた方など

障害の種別			障害の級別
視覚障害			1級又は2級
聴覚障害			2級
肢体不自由	上肢		1級、2級の1又は2級の2
	下肢		1級又は2級
	体幹		1級又は2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級又は2級 1級又は2級
呼吸器機能障害			1級
ぼうこう又は直腸の機能障害			1級
小腸機能障害			1級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1級又は2級
肝臓機能障害			1級又は2級

■ 平常時からの名簿情報提供についての意思確認

この制度を理解していただいたうえで、平常時からの名簿情報提供に同意される方は手続きは不要です。同意されない方は『避難行動要支援者名簿情報提供不同意申出書』の提出が必要となります。

※決めていただいた同意・不同意の意思が変わった場合は、変更することができますので市役所にお知らせください。



■ 避難支援等関係者とは

平常時から名簿が提供され共有することで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援を実施するため、避難方法や避難支援について検討したり、災害時は安否確認や避難支援などを行ないます。

- 消防署 ○警察署 ○民生委員
- 社会福祉協議会 ○町内会及び自治会



※災害時等における避難支援については、避難支援等関係者や地域の支援者による任意の協力として可能な範囲でお願いするもので、法的な責任や義務を負うものではありません。
地域自治会の支援を円滑に受けるためにも、未加入の方はぜひ町内会・自治会に加入しましょう。

■ 避難支援等関係者へ提供する名簿情報とは

避難行動要支援者名簿には、次の情報が記載されています。

- 氏 名 ○生年月日 ○性 別 ○住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先 ○避難支援等を必要とする事由



お問い合わせ先

石狩市役所 総務部 総務課 危機管理担当
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
(電話) 0133-72-3190 (FAX) 0133-75-2275